

# 日教組香川 2024.3



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtukagawa@circus.ocn.ne.jp](mailto:jtukagawa@circus.ocn.ne.jp)  
発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

## 日教組全国教研 in 北海道 全国のなかまが実践交流



東ちづるさん

1月26～28日、北海道札幌市で、日教組第73次教育研究全国集会（全国教研）が開催され、のべ8000人の参加と495本の教育実践レポートをもとに実践交流しました。

オープニングアトラクションでは、先祖から受け継いだ伝統的文化を発信するアイヌ団体「メノコモシモン」によるムッコリとトンコリの演奏と舞踊が披露されました。（写真はその時の様子）また、アイヌ女性は、民族とジェンダーの交差する複合差別に苦しんでいることに触れ、「アイヌ女

性が誇りを持って生きるために」のメッセージを参加者に届けました。

記念講演では、東ちづるさんから、「Let's まぜこぜ ～浅く広くゆるくつながろう」と題した講演がありました。誰も排除しない「まぜこぜの社会」をめざして、アートや音楽、映像、舞台などのエンタメを通じて、すでに私たちは共に生きているということを実視化、体現化できる活動をする「一般社団法人Get in touch」を立ち上げ活動していることを紹介されました。

（5面に続く）

## 香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合執行委員長 片山元久」らに対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしていましたが、11月22日高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。「日教組香川三観地区教職員組合」は全く日教組香川とは関係のない団体です。ご注意ください。





## 2.1 県教委交渉

# 希望外の人事異動には本人説明を

2月1日(木)、日教組香川は、香川県教育委員会と2023年度末人事異動および勤務労働条件改善等に関する交渉を行いました。参加は嶋村執行委員長他4名、県教委からは淀谷県教育長他9名が出席しました。

日教組香川としては、本人の人事異動をできるだけ尊重した異動を行うように要望するとともに、希望外の異動の場合のモチベーション低下を生まないために、「内示→苦情処理→発表」の導入を再提案するとともに、異動理由の説明を要求しました。

また、働き方改革に関しては、12月27日の文科の『令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知)』の発出に伴い県教委の考えを求めました。

さらに、ハラスメントの被害者の人事異動希望を尊重、休職者が現場に戻れる復帰プログラムの運用等を求めました。

教育長からは、それぞれの課題に対しての認識を述べました。



手交する嶋村日教組香川委員長と淀谷県教育長

### 希望を十分に尊重した人事異動を

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「回答に『本人の事情等も考慮』とあるが具体的には」

県教委「育児、介護等考慮する。妊活に関わる事情、調査票に書いてあれば判断していく」

日教組香川「泊を伴う人事異動の場合、おおむね1週間前に内示があることでいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握するとともに、希望に添える人事異動になるよう努力すること。各教育事務所にも、教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握し、希望に添える人事異動になるよう周知すること」

県教委「各教育事務所と、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限

と責任において公平・公正に実施するものである。調査票の様式については、毎年記載内容等を確認し、必要に応じて見直しを行っている」

日教組香川「裏「申告」は、どこまで目を通すのか。管理訪問時の市町、事務所の管理主事は把握しているのか」

県教委「市町の教育長が目を通すが、県としても把握すべき事項は把握している。管理面接時の管理主事も把握している」

### 望まない人事異動には理由を説明すること

日教組香川「本人の希望を十分に尊重するため県下全教職員(県立学校も含む)に対して管理訪問を行わず、「内示→苦情処理→発表」のシステムを採用していない現状から、本人の望まない人事異動(留任を含む)の場合は、本人にその人事異動の理由を説明すること」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「『内示→苦情処理→発表』のシステムに変更してみてもどうか。当面、本人の望まない人事異動の時は、次年度からのモチベーションを保つために、理由を説明することが、次年度からのモチベーションを保てると思うがどうか」

県教委「総合的に判断しているので理解してほしい。調査票、面接でできるだけ希望は聞いている」

### 一層の働き方改革の推進を

日教組香川「教職員の未配置状態を早急に解消すること」

県教委「教員の未配置を解消するため、代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけて任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく」

日教組香川「2024年度は未配置なくスタートを切れるのか」

県教委「概ねいけそうである」

日教組香川「正規教員の採用計画を見直すこと」



日教組香川

県教委「教員採用については、計画的な採用に努めている。

日教組香川「22条講師をできるだけ少なくできないのか」

県教委「正規を増やしていきたいと思っている」

日教組香川「国の定数法に縛られず、学校運営に必要な教職員数を確保すること」

県教委「各学校の課題解決が図られるよう、市町（学校組合）教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた加配措置に努めている。」

日教組香川「教職員が休暇制度を利用しやすくするよう、余裕を持った教職員の配置をすすめる」

県教委「教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則った教職員定数に加え、県単独の予算措置により教員の増配置を行い、香川型指導体制の充実に努めている。こうした指導体制の整備は、教員がゆとりを持って教育活動の充実に図るとともに、学級担任の持ち時間の縮減や業務負担の軽減など、教員の働き方改革にもつながるものと考えている」

日教組香川「教職員の働き方改革を推進するために、教員の持ち時間を、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるような教員の増員および配置を行うこと」

県教委「要望として伺っておく。小・中学校においては、令和3年度から『小・中学校における35人学級の実施』、『小学校高学年における教科担任制の拡充』を2つの柱とする新しい指導体制を実施しているところである」

日教組香川「養護教員、事務職員の全校配置、また、大規模校には複数配置をすすめること」

県教委「養護教諭、学校事務については、義務標準法に則って、国の加配の状況も勘案しながら配置している」

日教組香川「文科省は12月27日に、『令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果概要』を発出しましたが、その後、都道府県及び政令市各教育委員会に対して『令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）』の発出に伴い、県教委の考えはあるか」

県教委「教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの活用は、事例集を通知した。授業時数や学校行事の在り方の見直しも市町教委に見直しをお願いした」

### 学校現場の実情に応じた人員増を

日教組香川「人権・同和教育、いじめ、不登校問題、外国につながる子等の人権に関わる指導充実のため、学校現場の実情に応じた人員増を行うこと」

県教委「各学校の課題解決が図られるよう、市町教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた人事配置に努めている」

### インクルーシブ教育を推進すること

日教組香川「すべての子どもや保護者のニーズにあった『インクルーシブ教育』を推進するために以下のこ



県教委

とを行うこと。通級学級を増設し、必要な教員を増員すること」

県教委「市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、県の単独予算措置による加配2校を含め、小学校4校、中学校2校を増設し、設置校は44校で、通級による指導担当教員を少なくとも1名ずつ配置している。今後も通級指導教室担当教員を含め必要な教員の確保に努めたい。学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実に努めるために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい」

日教組香川「小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと。2019年3月議会で、高田議員の質問に対しての教育長答弁を再度確認すること」

県教委「特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上の観点から踏まえ、小・中学校と特別支援学校との人事交流を進めていきたいと考えている」

### ハラスメントの被害者の人事異動希望を尊重すること

日教組香川「ハラスメントの被害者の人事異動希望を尊重すること」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

### 休職者が現場に戻れる復帰プログラムを

日教組香川「病気休職者中、また復帰プログラム後の人事異動希望を尊重すること」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

教育長「働き方改革は、県教委も頑張るが、市町教委にも何ができるか考えてもらいたい。業務を減らすか、定数を増やすか、どちらか一方に振れてしまうのはよくない。工夫しながら取り組んでいきたい。若年者の退職が多い中、何らかに対応を考えていきたい。文科の取組状況調査結果等に係る留意事項についての通知も考えていきたい。ハラスメントは組織的にも個人的にも大きな問題であり、フォロー体制を考えていきたい。病休も課題は、今の実情を調べ、確認したい。復帰に向けた手続き負担は問題と考えている」



## 2.7 東部教育事務所、2.16 西部教育事務所交渉

# 本人の希望を尊重していいいな人事異動を

2月7日(水)、日教組香川大川支部と高松支部は東部教育事務所と、16日(金)、西讃支部は西部教育事務所と2023年度末人事異動および勤務労働条件改善等に関する交渉を行いました。

以下、その概要です。

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと」

東部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

西部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握するとともに、希望に添える人事異動になるよう努力すること」

東部教育事務所「義務教育課と両教育事務所で、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、

把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

西部教育事務所「義務教育課と、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「本人の希望を十分に尊重するため、本人の望まない人事異動(留任を含む)の場合は、本人にその人事異動の理由を説明すること」

東部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

西部教育事務所「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

## 2.11 憲法講座

# 統一教会の問題を解決するには政権交代しかない

2月11日(日)、23年度憲法講座最終回が開催され、総会の後、ジャーナリストの鈴木エイトさんから「統一教会と政治を考える」と題した講演がありました。

講演では、「統一教会の問題は、金銭だけでなく、相手(勧誘した信者)の人生も家族も破壊する『破戒的カルト』だということ。その見極めは人権侵害があるかどうかにある」と述べられました。また、この間の



講師の鈴木エイトさん

統一教会と保守系政治家との癒着や。家庭教師支援法の制定などの右翼政策運動、2世信者問題など、講師のきめ細かな取材に裏打ちされた話を披露していただき、これらの問題を解決するのは、政権交代しかないと結ばれました。

立憲民主党の手塚氏、蓮舂氏をスペシャルゲストに迎えて、鈴木エイト氏の「統一教会と政治を考える」の講演会に参加した。統一教会という名前を隠しての勧誘方法。有力政治家を使っただけの統一教会ガサ入れ防止。政治家の統一教会の組織票で当選し、その後は知らんぷり。統一教会が政治やメディアにまで圧力をかけていること。安倍晋三元首相銃撃事件で明らかになったことなど、内容が盛りだくさんだった。

全世界に統一教会がいろんな形で、いろいろなところに入り込んでいることを調査し、一つ一つ検証しなければならぬかぎりこの問題は解決しない。そのため、エイト氏が、「私は今、疑惑を確かめるため、いろいろな取材や調査をして、そのピースの一つ一つを埋めてみんなに知ってもらっている。」と言ったのが印象に残っている。また、メディアも統一教会や政治家の圧力に負けず本当の事を報道できるそんな日本になれば私達もスッキリするのかな?と思った。

内容が盛りだくさんだったため一つ一つの内容を、もう少しじっくり聞きたかった。



(1面から)

全体集会では、瀧本司日教組中央執行委員長があいさつし、全国で教職員不足となっており子どもへの影響が深刻であること、また、文科省調査では精神疾患で休職した教員数が過去最多となったことから学校現場の勤務環境が一層厳しくなっている状況を述べ、日教組「持続可能な学校のための7つの提言」のもと、勤務環境が改善されたと教職員が実感できるよう、「給特法の廃止・抜本的見直し」を求めるとともに、

教職員定数増、大胆な業務削減による、さらなる学校における働き方改革の前進を求めていきたいと述べました。

26日午後から28日の分会では、日教組香川から、第22分会では岡本武史さん(高・浅野小)が「気持ちよく働きたい」、第23分会では城之内庸仁さん(三・高瀬中)が「誰一人置き去りにしない教育を求めて」をレポートしました。

## レポート報告

# 人事行政や休職からの復帰プログラムについて

(岡本武史(高・浅野小))

今回私は第22分科会「地域における教育改革とPTA」という分科会の小分科会A「権利、労働条件をめぐるとりくみ」で、自らの体験から、人事行政や休職からの復帰プログラムについての問題提起をしました。

その後の討議の中で、人事異動に関して、静岡では「納得了解の人事異動」をめざして、特に配慮を要する重要な希望に対しては1~2月に委員会の方から異動についての打診があり、そこで納得了解に至らない場合には再度お願いができるということでした。各県で状況は違うでしょうし、全員が100%希望通りの人事異動は有り得ないことでしょうが、しかしやはり最低限、希望外の異動については説明が必要だとさらに強く感じました。

さて、今回最も強く訴えたかった復帰プログラムの問題点については、各県から似たような報告を聞くことができました。

鳥取高からは、大勢(かつては9人、現在は組合の取組により減らして5、6人)で囲んで面談(審査会)をしてから復帰プログラムが許可され、管理職の授業参観を受けるといった大きなプレッシャーが復帰を妨げており、途中断念するとまた審査会から始まって、3年のうちに復帰プログラムを終えて復帰できないと分限(身分保障の限界)処分(本人の意に反して免職することが認められている)となるなど、香川県より酷い例もあることに驚きました。

そして一番大きな問題である「原籍校でなければ復帰できない」という拘束は全国でも同じでした。先の鳥取でも「そこで病んだんだからそこでの復帰は絶対無理だ」と散々訴えても、明らかなハラスメントが認められる等がなければ「原籍校でなければ復帰できない」という原則を譲らないということでした。

そこで弁護士共同研究者から、復帰支援プログラムは「労働安全衛生法」に基づく指針「心の健康の問題において休職した労働者の復帰に当たって、その労働者の健康配慮上行う措置として管理者が十分配慮しなさい」という、そのための復帰支援プログラムがもともとの出発点です。実際上それがどう機能しているかという、復帰「支援」プログラムではなくて復帰「阻止」プログラムのような効果を果たしています。3年の休職満了によって分限をもっていくという本末転倒の取扱が行われています。

「支援」というのは、基本的には心身の問題を軽減して、その労働者がきちんと元のように徐々に戻っていけるような状態を作ることです。それには「量的」軽減と「質的」軽減の両方が必要です。原籍校に戻るといことは、身体的な問題で病気休職になった場合は別として、精神的な問題は必ず前の仕事の問題が絡んでいるので、質的な意味において軽減したということになります。民間の場合においては、必ず部署を変えるなど、そういうことがセ



ットになります。ところがなぜか教員は元に戻ります。これは非常におかしい。量的な軽減が図られても質的軽減が図られていません。支援になっていません。だから交渉では「復帰支援プログラムであって、復帰阻止プログラムではありません。もともとの発想が労働安全衛生法の心の健康に対する配慮というところからきています。質的量的両方の配慮が必要であって同じ所に戻すというのは質的な配慮に欠けている状況です。民間がどうやっているかよく勉強してください」そういった交渉をしてください。香川の例では、復帰プログラムを原籍校で実施して、前の職場に戻すということが、特例措置として扱われたようですが、本来それは特例措置ではありません。特例ではなく、当然の措置なんです。という提言がありました。

私は早速、先日の県教委交渉でこの教研のことを報告し、教育長からも前向きな談話をいただきました。

今回全国での発表を通して、以上のようなことを学ぶことができ、これからは交渉を通して、よりよい環境で働くことができ、そして不幸にも病休になるようなことがあっても、より復帰がしやすい制度が保証されるよう、取り組んでいきたいと思いました。



## 第73次教育研究全国集会in北海道に参加して

城之内 庸仁(一般社団法人 基礎教育保障研究所 理事長)

第73次教育研究全国集会in北海道に参加しました。奇しくも全国的に今季最大の寒波襲来ということで、岡山空港の出発は遅延し、北海道上空はかなりの吹雪でしたが、なんとか新千歳空港に着陸することができました。全国各地から北海道に集結する中で、欠航を余儀なくされた便があったり、新千歳空港の滑走路が除雪等で整備されるまで上空で待機している飛行機があったりということも耳にしました。

私がリポーターとして参加した23分科会は、「教育条件整備の運動」というテーマで、子どもの学びを保障する学校教育を様々な点から検討してきた経緯があり、具体的には、授業改善に向けた教室・学校の整備、保護者負担軽減と教育予算請求、教職員の働き方、子どもの学習権の保障の視点に立った学校事務、それを支える事務職員の在り方についてなどの討議を長年すすめてきました。

今次教研の第23分会では、レポート20本中10本が事務職員を中心とした視点での実践、8本が教員を中心とした視点での実践、夜間中学関係の実践としては、大阪の「『学びのあかり』は命綱／『よみかき教室』から『夜間中学校』へ」と、香川の「誰一人置き去りにしない教育を求めて～三豊市における公立夜間中学設置過程等から見てくること～」の2本でした。

私からのレポートは、1 三豊市における公立中学校夜間学級の在り方検討委員会、2 「協議会」と「検討委員会」の違い、3 三豊市立高瀬中学校に「夜間学級」という形で設置、4 三豊市教育委員会と関係機関や各種団体との公立夜間中学設置後の連携、5 旧不登校特例校(学びの多様化学校)の申請や指定後の三豊市立高瀬中学校夜間学級の様子、6 管理・運営と教科指導について報告しました。

特に次の点を強調して報告しました。「三豊市立高瀬中学校夜間学級では、年代も国籍も様々で、10代から80代の生徒が、日々熱心に学んでいる。一方、教科指導や生徒指導などに課題がある。授業は、基本的に一斉授業の形態で行なわれるが生徒一人ひとりの能力差や学習経験の差が大きく昼間の学齢期の生徒への指導のようにはいかない。若手、ベテランとも今までの指導観の変容を迫られる。多様な生徒が在籍する夜間中学にこそ十分な教員の加配やそもそも論として基礎定数の教員数ではなく、しっかりと教員を配置できるように法改正が求められる。公立夜間中学は、『教育機会確保法』によって法的に認められ、文部科学省は各都道府県および政令市に少なくとも1校の夜間中学の設置を求めているが、夜間中学生を支える教員数の充実や学習環境の整備を地方自治体はもちろんのこと、国がどこまで担保できるかが問われる。起立性調節障害など朝から昼間にかけて起き上がることが難しい学齢期の生徒にとっては夕方から授業を受けられる夜間中学は学びの選択肢として重要である。また、同年齢での同調圧力などを敏感に感じる学齢期の生徒にとっては様々な世代の中で学べる夜間中学は、安

心して学べる場である。設置検討委員会で夜間中学の大枠を基本指針として策定していくが、大切なことは、設置後、学校を運営していく中で、生徒の実態に応じて、いかに柔軟に、対応、修正できるかが肝になる。『学ぶことは生きること』は、換言すれば、『学習権の保障は生存権の保障』であり、『学ぶことはよりよく生きること』は、『幸福追求権の保障』である。」

私のレポートに対しての論議では、「そもそも夜間中学の存在を知らなかった」「夜間中学という言葉は聞いたことがあってもどんな学校なのか知らなかった」が多く、夜間中学の認知度の低さを痛感しました。私からはこれらの意見に対して、教員免許状を取得する中で、大学等における教職課程に「基礎教育の保障」「夜間中学」という講座が開設されていないことが原因の一つとして考えられるとコメントをしました。

夜間中学設置予定の県の参加者からは、「夜間中学に勤めたいと思っても教育委員会からの説明がないのでどのようにしたらいいかわからない」という意見がありました。私が関わっている他県の教育委員会には速やかにこの意見を伝え、各教育委員会からはできるだけ早い時期に夜間中学についての研修等を持ちたいという前向きな回答を頂きました。また、文部科学省の担当部局にも、国として、夜間中学について全国の教職員への周知徹底をお願いしました。

今次教研に参加して、全国各地の声を直接聞くことができ、それぞれの願いを受け止めることができたことは大きな成果でした。夜間中学関係の実践以外のどのレポート、討議もまさに降り積もる雪を溶かす勢いの白熱したものでした。それは、それぞれのリポーターが、丁寧に、日々の実践を積み上げ、よりよい教育条件整備を求めてきた結果であると思います。

最後になりますが、約二年間にわたり「日教組香川新聞」にコラムを連載してきました。編集部はもちろんのこと読者の皆様に支えられ連載を続けることができました。心から感謝の意をお伝えしたいと思います。今号を持って、香川初の公立夜間中学の設置過程等についての連載は一区切りつくこととなります。新年度からは不定期連載にはなりますが、読者の皆様にとって、基礎教育の保障や夜間中学、学びの多様化学校等について少しでも情報提供ができ、何らかの教育実践のヒントになることを願って、誌面で再会できることを楽しみにしています。



# 授業で使える小技や小ネタ④6(速度や時間の換算について)

石原清貴(元小学校教員)

## ・分を時間に変換

「10kmを150分で歩いた時の時速は？」という問題が教科書に載っています。この問題を2人の子がやっていた時のことです。一人の子は「 $10 \div 2.5 = 4$ 」という式で解けています。ところがもう一人の子は「 $10000 \div 150 = 66.666$ 」と計算したところで止まっています。「先生、割り切れないからできない」といつてきました。その子はいったん分速を出し、それを時速に変換しようと考えていたようです。

そこで正解した子どもに「あなたは $10 \div 2.5$ という式はどうやって出したの？」と聞くと「150分は2時間30分、2時間30分は2.5時間と表すと先生に教わったから」という返事でした。教科書を見ると「3時間30分を3.5時間と考える」という小さな吹き出しが書いてあります。その子はそれを覚えていて2.5時間として計算したようです。

しかし、時間の10進数変換はたったこれだけでそれ以上の説明は教科書のどこにもありません。以前は時間の10進数変換は結構やっていたのですが、今はほとんど扱わないことになっています。だのになぜだか教科書には3時間30分は3.5時間として計算するとだけ書いてあるのです。

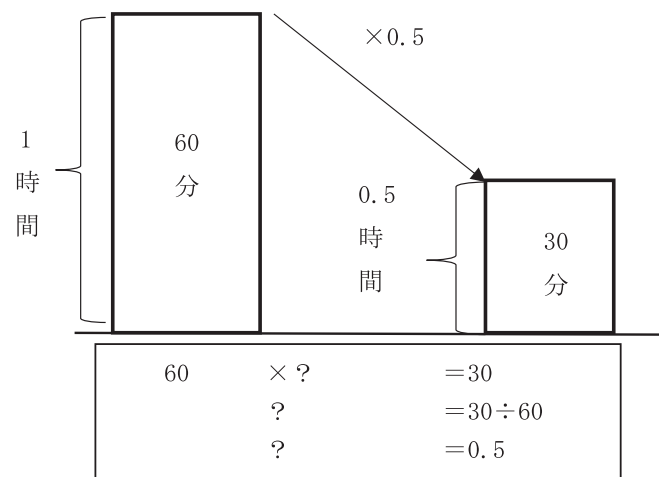
この変換は教えなくていいのでしょうか？例えば70kmを時速40kmで走った時にかかる時間はという問題を解くと必ず $70\text{km} \div 40\text{km/h} = 1.75$ 時間という小数部分を持つ時間が現れます。それが自然なわけで、こういった小数時間を扱わない理由は考えられません。当然そういった時間を何時間何分間に変換したり、逆に何時間何分間を時間で表したりすること、その表し方は知っておくべきです。

この方法は1分間を $1/60$ 時間とし、例えば15分間は $(15 \times 1/60 = 1/4)$  ( $1 \div 4 = 0.25$ ) つまり0.25時間とします。幸い5年生で商分数を扱うようになったのでこういったやり方で教えることができるかと思えます。またこのやり方は小数にならない場合は分数のまま表すことができるのだということも教えられるのでいいかもしれません。



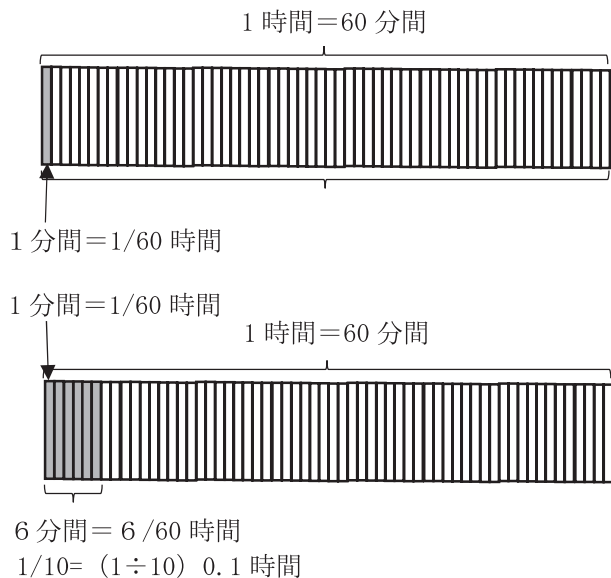
石原清貴氏

## <割合の図で教える方法>



このやり方は60分間を1時間とすると30分間は60の0.5倍に相当するので0.5時間であるという考え方です。ここでは $\div 60$ という式の意味が分かりやすくなります。

## <1分間を1/60時間として教える方法>



## ・速度の変換

秒速・分速・時速を交互に変換する内容が5年生の速度では必須になっているようです。

これは次のような表があると便利です。

m	$\xrightarrow{\times 60}$	m	$\xrightarrow{\times 60}$	m
秒	$\xleftarrow{\div 60}$	分	$\xleftarrow{\div 60}$	時間
秒速		分速		時速

## ・使い方

この表を渡して例えば秒速0.5mと書き込ませます。そうすると分速は $0.5m \times 60$ で30mに時速は $30 \times 60$ で1800mとなります。逆に時速から秒速は $\div 60$ で分かることとなります。

ぜひ一度試してみてください。



気持ちよく 安心して 働けていますか？

# JTU-カフェ&電話相談会

Open → 3月21日(木)18:30~20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

3年ぶりに【JTU-カフェ】をOpenしています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代500円いただきます。

引き続き電話・FAXでのご相談も引き続き承ります。

TEL:0120-27-5925 FAX:087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。



# 総合共済

月掛金900円

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

<p>日常の生活で</p> <p>「個人賠償責任補償」があなたとご家族を守ります</p>	<p>お子さまが通学中に</p> <p>「教職員賠償責任補償」があなたを守ります</p>	<p>家庭訪問中に</p> <p>「教職員賠償責任補償」があなたを守ります</p>
--	--	---

総合共済は「自転車保険」としてもご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も  
業務中の賠償事故も  
最高3,000万円まで補償！

それ以外にも  
役立つ補償が10種類  
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。  
※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから  
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館  
電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207